

障害者基本計画（第5次）のポイント

1 障害者基本計画（第5次）の位置づけ

位置付け：政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画（障害者基本法第11条に基づき策定。また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき策定。）

計画期間：令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間

2 障害者基本計画（第5次）の基本的考え方

基本理念：共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

基本原則：地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

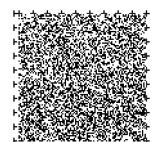
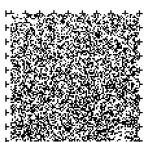
各分野に共通する横断的視点：

（1）条約の理念の尊重及び整合性の確保

- 「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」の考え方の下、「インクルージョン」を推進する観点から、障害者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉えるとともに、障害者施策の検討及び評価に当たっては、障害者が政策決定過程に参画することとし、障害者の意見を施策に反映させることが求められる。その際、障害者の社会参加は、障害者の自立にもつながることに留意する。

（2）共生社会の実現に資する取組の推進

- 障害者が経験する困難や制限は、障害者個人の障害と社会的な要因の双方に起因するという視点に照らし、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進める必要がある。社会的障壁の除去にあたっては、障害者の参加を確保し、障害者の意見を施策に反映させるとともに、障害者・行政機関・事業者・地域住民といった様々な関係者が協力して取組を進めていくことが重要である。そのためには、人的支援等による環境整備と、合理的配慮の提供を両輪として障害者のアクセシビリティ向上を図ることが重要であり、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていく。
- 障害者への移動支援や情報提供、意思疎通、意思決定支援等様々な場面で、新たな技術の活用について検討を行い、積極的な導入を推進する。その際、当該機器・サービスが新たな社会的障壁となる可能性があることにも留意することとする。



(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

- 障害者の尊厳、自律及び自立の尊重を目指す障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障害者がライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行う。
- 支援に当たっては、障害者施策が、障害者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、障害者の支援は、障害者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があること、障害者の家族やヤングケアラーを含む介助者など関係者への支援も重要であることに留意する。

(4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援

- 障害者施策は、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえて策定・実施する。
- 知的障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう、重症心身障害その他の重複障害等の社会全体に対する理解促進、施策の充実を図る必要がある。

(5) 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進

- 障害のある女性を始め、複合的に困難な状況に置かれた障害者に対するきめ細かい配慮が求められることを踏まえて障害者施策を策定・実施する必要がある。

(6) PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

- PDCAサイクルの構築し、着実に実行する。また、施策の不断の見直しを図る。

施策の円滑な推進：

(1) 連携・協力の確保

- 政府の障害者施策を一体的に推進し、各府省相互間の緊密な連携・協力を図る。

(2) 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

- 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会が実現するよう、国民の理解促進に努める。また、本基本計画の実施を通じて実現を目指す「共生社会」の理念やいわゆる「社会モデル」の考え方について必要な広報啓発を推進するとともに、「心のバリアフリー」への理解を深めるための取組を継続して進める。
- 障害者施策は幅広い国民の理解を得ながら進めていくことが重要であり、行政はもとより、企業、民間団体、マスメディア等の多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を計画的かつ効果的に推進する。

